

総務厚生常任委員会会議録

目次

【開 会】	4
議案第 1 号 市長の専決処分事項承認について	
専決第 1 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算（第 8 号）	4
議案第 9 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算（第 9 号）	11
議案第 10 号 矢板市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	20
議案第 12 号 矢板市国民健康保険条例の一部改正について	21
議案第 13 号 矢板市介護保険条例の一部改正について	22
議案第 14 号 矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定 める条例の一部改正について	22
議案第 15 号 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	22
議案第 16 号 矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営 並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	22
議案第 17 号 矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め る条例の一部改正について	22
議案第 23 号 やいた創生未来プランについて	25
議案第 24 号 矢板市国土強靱化地域計画について	32
議案第 25 号 財産の減額貸付について	35
陳情第 8 号 「核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書」の提出を求める陳情	37
陳情第 9 号 矢板市デマンド交通網計画案の改善を求める陳情	38
陳情第 10 号 PCR 検査など新型コロナウイルス感染対策に関する陳情	42
委員長報告	43
閉 会	43

1 日 時

令和3年3月1日（月）午前10時00分～午後2時33分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（7名）

委員長 櫻井 恵 二
副委員長 中里 理 香
委員 石塚 政行 神谷 靖 伊藤 幹夫
石井 侑男 中村 久信

4 欠席委員

なし

5 説明員（27名）

(1) 総合政策課（3人）

①総合政策課長 高橋弘一
②電算統計班長 石川民男
③政策企画担当 加藤清美

(2) 総務課（5人）

①総務課長 塚原延欣
②行政担当 佐藤賢一
③人事担当 星宮良行
④財政担当 松本一裕
⑤管財担当 船山幸男

(3) 税務課（3人）

①税務課長 丸谷久美子
②管理収納担当 前野路代
③市民税担当 清水ゆう子

(4) 社会福祉課（1人）

①社会福祉課長 石崎五百子

(5) 高齢対策課（3人）

①高齢対策課長 村上治良
②地域支援担当 高橋理子
③介護保険担当 日賀野真

(6) 子ども課（4人）

①子ども課長 田城博子
②健康支援担当 岡信乃
③子育て支援担当 手塚良幸
④保育担当 山下征子

(7) 健康増進課（3人）

①健康増進課長 沼野晋一
②健康増進担当 相馬香織
③国保医療担当 吉田佐江子

(8) 暮らし安全環境課（2人）

①暮らし安全環境課長 小野寺良夫
②危機対策班長 斎藤正一

(9) 市民課（1人）

①市民課長 柳田恭子

(10) 選挙監査事務局（1人）

① 選挙監査事務局長 星野朝子

(11) 教育総務課（1人）

① 学校教育担当 前野秀明

6 欠席説明員

新型コロナウイルス感染症対策のため、関係部課長等以外は出席せず。

7 担当書記 森山 敦、矢板 寿江

8 付議事件

議案第 1 号 市長の専決処分事項承認について

専決第 1 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 9 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 10 号 矢板市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

議案第 12 号 矢板市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 13 号 矢板市介護保険条例の一部改正について

議案第 14 号 矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 15 号 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 16 号 矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 17 号 矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 23 号 やいた創生未来プランについて

議案第 24 号 矢板市国土強靱化地域計画について

議案第 25 号 財産の減額貸付について

陳情第 8 号 「核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書」の提出を求める陳情

陳情第 9 号 矢板市デマンド交通網計画案の改善を求める陳情

陳情第 10 号 PCR検査など新型コロナウイルス感染対策に関する陳情

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（櫻井恵二） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。

（10時00分）

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第1号、議案第9号、議案第10号、議案第12号から議案第17号まで、議案第23号から議案第25号まで、及び陳情第8号から陳情第10号までの15件である。

議案第 1号 市長の専決処分事項承認について

専決第1号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第8号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（塚原延欣）

（「議案書」の朗読を省略、「補正予算書（専決）」1～3ページにより説明。）

（詳細については「令和2年度予算に関する説明書（専決）」4～12ページにより説明。）

今回の補正第8号については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とこれに係る事業で早急に段取りをしなければならないものの経費である。

歳入

14款2項1目 総務費国庫補助金 地方創生臨時交付金。

14款2項3目 衛生費国庫補助金 ワクチンの接種体制確保事業の補助金。

14款2項6目 教育費国庫補助金 学校保健特別対策事業補助金の裏負担に臨時交付金充てて同時に補助事業を実施するもの。

18款1項1目 繰入金 財政調整基金繰入金を減としたもの。

歳出

この中で時間外手当及び管理職特別手当については、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に係るものである。

3款1項1目 社会福祉総務費 地域福祉事業の備品購入費はサーマルカメラ2台分。通常は保健福祉センターの入口に設置するが、非常時は避難所等で活用したい。

4款1項1目 保健衛生総務費 地域医療支援事業の補助及び交付金については、新型コロナウイルスワクチンを接種した際にアナフィラキシー症状の救急患者を受け入れてくれる救急医療機関に対し、1医療機関当たり500万円。医療従事者の接種を行う医療機関に対し100万円とし、3医療機関分で計上している。感染拡大防止の広報活動事業は、庁用車で広報活動を行い、新型コロナウイルス感染症の防止に資する経費である。ガソリン代、委託料、備品としてスピーカー設備である。

4款1項2目 予防費 新型コロナウイルスワクチン接種事業は、ワクチン接種の準備に係る経費である。報酬から費用弁償までは会計年度任用職員1名、1か月分。医療材料費については接種の必須部品で、国から指定されたものである。通信運搬費は接種券の郵送等、委託料は接種予約システムの改修等の委託となる。工事請負費については文化会館小ホールを接種会場とするため、仮設で空調、電気、給水工事を行うものである。備品購入費はオゾン除菌消臭機やワクチン等運搬用のステンレスワゴン、薬用冷蔵ショーケースなどである。

7款1項2目 商工振興費 商業等活性化支援事業の消耗品は、飛沫防止パネル300枚分、負担金は、緊急事態宣言期間1月15日から2月11日までの間で、営業時間短縮に協力した事業者に対する協力金の市負担分。1店舗当たり1日2,000円である。

10款2項1目 学校管理費 学校一般管理費の使用料及び賃借料は、学校電子図書50冊分。学校保健安全給食事業の消耗品は感染予防のための消毒液等。備品購入費は、10台の空気清浄機を購入するもの。

10款2項2目 教育振興費 小学校教育振興事業の使用料及び賃借料は、タブレット用の学習ドリルとデジタル教科書の分である。

10款3項1目 学校管理費 中学校一般管理費の使用料及び賃借料は、学校電子図書40冊分。学校保健安全給食事業については小学校と同じであるが、空気清浄機は各校2台ずつである。

10款3項2目 教育振興費 中学校教育振興事業の使用料及び賃借料は、小学校と同じである。負担金は、新型コロナの影響による修学旅行中止に伴うキャンセル料の負担金。

給与費明細書 報酬は会計年度任用職員の1か月分、職員手当は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る時間外手当等の増である。

議案第1号について説明は以上である。

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○伊藤委員 2月の全協で説明のあったワクチンの集団接種については、今のところ1か所だけで変わってないのか。

○健康増進課長（沼野晋一） 現在のところは、文化会館小ホールで集団接種するという事は決まっている。その他については、医師団と協議中で未定である。

○伊藤委員 3か所ぐらいでやるという話を聞いたので、現状と変わったのかと思いついた。地域のバランスを考えた場合には、小ホールだけではなく、泉・片岡に1か所ずつということも考えられるが、可能性としてはどうか。

○健康増進課長 泉・片岡のほうでの集団接種の可能性はあまりないと思われる。

泉・片岡の医療機関の先生方が個別に接種をしていただけるという可能性はあるが、個別接種については未定である。

○伊藤委員 国からの情報も非常に少なく、どこの自治体も非常に悩んでいるという話を聞いている。情報源はマスコミが一番早いのかと思う。ワクチンの入手が難しく、地方の自治体には6月下旬ぐらいになってしまうといった話もあるが、その辺の情報はいいのか。

○健康増進課長 情報については大臣の会見やニュースを見て知ることが多く、その後追いで文書が流れてくるのが結構ある。情報がないと準備が進まないのが、大変困っているという状況である。国が都道府県に配分数を決め、都道府県が市町村の配付数を決めるという流れになっていて、少しずつ入ってくるような状況である。高齢者は4月26日の週までに全市町村へ配当予定であるが、早まるかもしれないし、遅れるかもしれない、はっきりと予定が立たないところである。配付されることは決まっているので、4月以降の準備を進めるよう国のほうからも通知は来ている。なるべく早い接種ができるよう体制は整えている状況であるが、残念ながら、情報が遅い、入らないということが、今一番困っているところである。

○伊藤委員 2月10日の全協のときにも訓練の話があったが、現状はどうなのか。

○健康増進課長 矢板市では今のところ文化会館小ホールをメインに考えているが、現在使えない状況である。電気、水道等の仮設工事がまだ完了していないため、完了し次第、机やテーブルについては既存のものを使うなど、足りないものについては今回の補正で購入させていただき、準備をしていく。会場準備と医師団との協議も終わっていないので、整い次第訓練等は実施していきたいと考えている。今は訓練ができる状態ではないが、3月中にはやっておかなければいけないと考えている。

○石塚委員 NHK放送で栃木県内の民間業者が、高齢者施設や障害者施設に出向いて接種を行うためのワクチンバスを作ったという放送があったので、先日現地に出向いて話を聞いてきた。高齢者や障害者が集団接種会場に出向くとなると難しい方も多々いると思う。結構低額でバスが出せると聞いてきたが、今後検討される予定はあるか。

○健康増進課長 例えば特養施設等については、嘱託医が出向いて接種することがある。特養は決まっているが、決まっていない施設等については医師が施設に出向いてワクチンを打っていただく形の調整を考えている。いずれにしても医師が打つことになってくるので、調整した上でバスが必要であれば、検討していかなければならないと考えている。現在のところは、医師団と高齢者施設等についての詳細な打合せが整ってないので、そこまでいってないという状況ある。

○中村委員 備品関係で、報道によるとファイザー社製についてはマイナス75度Cの冷凍庫が必要であるとのことだが、矢板市は入手しているのか。まだであれば、どのような形で入手されるのか、その辺の状況を教えていただきたい。冷凍庫以外の関係備品の入手はどのように考えているのか。各自治体任せなのか、県や国からの指導があるのか。PCR検査についても備品等が不足して、実際に検査ができないことで感染者が増えている。医療機関でもその備品が入手困難との報道がされている。全国一斉であれば、それら備品が大量に必要なようになるので、それらに対する市の取組を教えていただきたい。

○健康増進課長 ファイザー社製ワクチンをマイナス75度Cで冷凍するディープフリーザーについては、国から支給される。市町ごとに配分計画があり、矢板市については全部で3台配付予定であり、3月中に1台配付される。まず1台目を市役所に置いて、文化会館の集団接種に備えるというものである。2台目、3台目の設置場所は不明であるが、配置計画では4月と6月の予定である。この2台については、医療機関等で設置しないのであれば、配付を要望しない形にしたいと考えている。

195 バイアルが1つの単位で、フリーザー1つ当たり20箱入る予定になっている。

1箱当たり1,000人分となると、20箱なので2万人分のワクチンが1つのフリーザーに入る形となるので、矢板市としてはそこまではストックしなくてもいいのかなというところである。医療機関でやっていただけるのであれば、最初の3台という割当てのままとし、今のところ要望をしている状況である。国から配付されるのは、ディープフリーザー、ワクチン、シリンジとあって注射器、希釈用の生理食塩水の予定である。それ以外の消耗品、解凍用の冷蔵庫などの備品等については、今回の専決いただいたもので、順次購入していく形で考えている。全国的に備品や消耗品が不足することもあるので、早めに手配をしていきたいと考えている。

○神谷委員　ゴールについて伺う。いつまでに接種を終えるのかによって体制が決まってくると思うのでその辺をお聞かせいただきたい。

○健康増進課長　大変難しい質問で、一言で申し上げると分かりませんという答えになってしまう。ワクチンの供給体制がまだはっきりしないというところが一番のネックである。現時点での接種体制は日曜日、5班体制で実施することであり、1日当たり大体1,000人の予定である。いつ終わるか分からないとの意見があるが、今後、各医療機関での個別接種、幾つかの医療機関の休診日に合わせた集団接種などを別な曜日に実施することで、接種が進んでいくと思われる。個別接種の医療機関が幾つか増えれば、1週間に1,000人だけでなく、もう少し早い進み方になるのではないかと思う。ただ、ワクチンの供給量と医師団の先生方の接種体制もはっきりしていないので、終了時期については難しい。

○神谷委員　オリンピックまでに終える計画を立てている自治体もあるようなので、成り行きでなく取りあえずのゴールを決め、その場合の体制を考えておくことも必要なかと思う。今情報がないので計画が立てられないとなると、ずるずるいってしまうと思う。

○健康増進課長 大変申し訳ないが、医師団との協議がそこまで至ってないこともあり、先ほど言ったように週何日できるのか、協力できる医師がどのぐらいいるのか、個別接種に協力いただける医療機関も分からない。報道によるとワクチンが新しく開発され、ジョンソン・エンド・ジョンソンのものでは1回で済むといった話もある。今、ファイザー社製のワクチンはマイナス75度Cで保管、一度解凍すると5日以内に使用、希釈し打つこと、希釈をすると6時間以内に使用するなど、細かい制限がある。ほかのワクチンについては、2度Cから8度Cの冷蔵保存が利くなど、取り扱いやすくなる。ファイザー社製は難しいが、インフルエンザワクチンのような通常温度で取り扱えるワクチンであれば、個別接種できる医療機関も出てきて、接種のスピードも上がってくるのではないかと考えている。医療体制の構築が一番スケジュールに大きく影響しているところであることは分かっているが、そこまでの協議が整っていないこともあり、スケジュールが組めない状況である。

○委員長 入口が見えないから出口も見えないといったところである。

ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第1号は、原案のとおり承認することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認された。

○委員長 暫時休憩する。 (10:35)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (10:35)

議案第 9 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算（第 9 号）

○委員長 議案第 9 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

（「補正予算書」 2～7 ページにより説明）

（詳細について「令和 2 年度予算に関する説明書」 4～33 ページにより説明）

第 9 号については、歳入、歳出全てにおいて検討を加え、過不足を精査した上で、新たな財政需要に適切に対応するという事で編成をしたものである。

歳入

補助金等については、交付決定、事業の確定によるもの。

市税については実績を加味して増減を見込んだものである。

1 款 1 項 1 目 個人 これは令和元年度の給与所得が増えていることによる増。

1 款 1 項 2 目 法人 景気動向などを考慮して減。

1 款 2 項 1 目 固定資産税 ソーラーの償却資産により増。

1 款 3 項 2 目 種別割 台数の増によるもの。

1 款 5 項 1 目 入湯税 新型コロナウイルスの影響で減。

1 款 6 項 1 目 都市計画税 新築家屋等の増などによる増。

6 款 1 項 1 目 地方消費税交付金 記載のとおり。

1 3 款 1 項 5 目 土木使用料 市営駐車場使用料（一般）は、新型コロナウイルスの影響で利用者が大きく減ったことによる減。

1 4 款 1 項 1 目 民生費国庫負担金 施設型等給付費負担金は、当初補助率 50%で見えていたが、補助率が上がったことによる増。

1 4 款 2 項 1 目 総務費国庫補助金 特別定額給付金に関するものは確定に伴う減。
地方創生テレワーク交付金はサテライトオフィス開設等の支援に係る交付金の増。

- 1 4 款 2 項 4 目 土木費国庫補助金 道路改良事業費補助金はスマート I C 整備事業の国庫分を令和元年度に前倒しした分の減。民間住宅耐震診断改修事業、市営住宅長寿命化改修工事、空き家対策総合支援事業については実績からの見込みで減。集約都市形成支援事業補助金は、国の交付決定による減。
- 1 5 款 1 項 1 目 民生費県負担金 施設型等給付費負担金は国庫が増えると、県が減るという仕組みによるもの。
- 1 5 款 2 項 1 目 総務費県補助金 小さな拠点づくり支援事業補助金は採択による増。子ども未来館を使って矢板 3 区が防災活動をする事業である。
- 1 5 款 2 項 2 目 民生費県補助金 乳児保育事業費補助金は、単価の高い 1 歳児までの利用が増えたことによる増。
- 1 5 款 2 項 4 目 農林水産業費県補助金 中山間地域等直接支払事業は棚田加算がなくなったことによる減。新規就農総合支援事業は次世代人材投資の分がなかったため減。環境保全型農業直接支払事業はカバークロープを施すものであるが、実績による減。強い農業・担い手づくり総合支援交付金は農業用機械整備に係る交付金で、利用者がなくて減。地籍調査については決定額で減。農村地域防災減災事業は、ため池の長寿命化の前倒しによる増。産地パワーアップ事業はイチゴハウスの増。
- 1 5 款 2 項 6 目 土木費県補助金 民間住宅耐震診断改修事業の確定見込みによる減。
- 1 5 款 3 項 1 目 総務費委託金 知事選挙の確定による減。
- 1 7 款 1 項 1 目 教育費寄附金 1 名の方から寄付があったものである。
- 1 8 款 繰入金 財政調整基金を 2 億 5 千万円ほど戻しているもの。交通施設整備基金繰入金は確定による減。ふるさと納税基金繰入金は矢板中央高校サッカー部応援ガバメントクラウドファンディングの分。

20款3項2目 林業振興資金貸付金収入 林業振興資金貸付金返還金は、矢板市林業木材産業成長化推進協議会事業の申請額に基づく減。

20款3項7目 矢板市観光協会貸付金収入 矢板市観光協会貸付金返還金は事業確定による減。

21款 市債は、財産管理、道路整備、公営住宅整備、消防防災施設整備、国民体育大会推進事業である。減収補てん債については、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、たばこ税などの減収分である。

歳出

減となっているものが多々あるが、これは事業の確定により精算をしているものである。また、職員の時間外勤務手当については新型コロナウイルス感染症対応による増となっている。

1款1項1目 議会費 議会運営事務の期末手当については、0.05か月分の削減によるもの。議員共済は欠員1名分。費用弁償はコロナの影響で会議や視察等が中止になったことによるもの。

2款1項1目 一般管理費 職員給与費等の退職手当負担金は早期退職者2名分の手当。職員厚生費の委託料は、インフルエンザワクチンの接種する際、保健師が注射針の回収をするのでB型肝炎の予防接種が必要となることに係る経費。人事給与管理事務の負担金は、県交流職員への負担金の確定である。

2款1項5目 財産管理費 入札検査等事務費の使用料及び賃借料は執行残である。財産管理費の手数料は執行残、工事請負費は勤労青少年ホームの解体を実施しなかったことによる減である。

2款1項6目 企画費 バス路線対策事業の負担金は、矢板市・新高徳駅間を運行する路線バスの負担金であり、コロナ禍で運賃収入が減少したということによる増。企画調整事業の補助及び交付金は、サテライトオフィスの開設とそこに進出する方への支援補助である。

- 2款1項10目 特別定額給付金支援事業 補助及び給付金は執行残である。
- 2款4項3目 栃木県知事選挙費 栃木県知事選挙の確定額の精算。
- 3款1項2目 老人福祉費 在宅介護支援サービス事業の扶助費は、寝たきり老人等介護の手当で、実績により減。敬老祝賀事業の補助及び交付金については敬老会が中止による減。老人保護措置事業の扶助費は新規入所措置者がいなかったことによる減。
- 3款2項1目 児童福祉総務費 子育て支援事業の償還金、利子及び割引料は、コロナ禍でいろいろなソフト事業ができなかったための返還金。
- 3款2項2目 児童措置費 民間保育所運営補助事業の補助及び交付金は実績による減。施設型等給付費の扶助費は、給付単価の高い低年齢の子どもが増えたことによる増。
- 6款1項2目 農業総務費 農業総務事務の補助及び交付金は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の確定による減。農業振興地域整備促進事業の委託料は、整備計画策定業務の執行残。
- 6款1項3目 農業振興費 農業振興事業の補助及び交付金は、産地生産基盤パワーアップ事業補助金の分。
- 6款1項6目 農地費 土地改良管理事業の委託費は、ため池長寿命化計画の1年前倒しによるもの。
- 6款1項9目 地域農政管理費 農業経営基盤強化促進対策事業は次世代人材投資事業と機構集積協力金の確定による減。
- 6款1項10目 日本型直接支払事業費 中山間地域直接支払事業の補助金は棚田事業をやめたことで棚田加算がなくなったことによる減。環境保全型農業直接支払事業の補助金はカバークロップの実績により減。
- 6款1項11目 地籍調査費 地籍調査事業の委託料は、県の支出金の確定による減。

- 6款2項2目 林業振興費 林業成長産業化地域創出モデル事業の補助金及び交付金と貸付金は、矢板市林業・木材産業成長化推進協議会の事業確定により減。
- 7款1項3目 観光費 観光協会活動支援事業の貸付金は、観光協会が観光庁の補助事業を申請することに伴い予算措置していたが、採択に至らなかった。そこで、県の支援事業に申請し、採択になったことによる事業費の減。
- 8款5項1目 土木総務費 土木総務管理事務については、民間住宅の耐震診断改修事業補助金の確定による減。
- 8款2項3目 道路新設改良費 道路新設改良事業（交付金事業）の工事請負費は、入札等による執行残。道路新設改良事業（市内全域）の旅費は、相続関係で出張を予定していたが、不要となったため減。手数料から補償、補填及び賠償金までについては、泉長井1号線、長井幸岡1号線、県民の森矢板線の変則交差点を改良しているが、県の事業に歩調を合わせるということにより全て減となる。スマートIC整備事業については、令和2年から令和元年に前倒しによる減である。
- 8款2項4目 橋りょう維持費 橋りょう維持事業の委託料、負担金は確定額での減。
- 8款4項1目 都市計画総務費 都市計画事業推進事務の委託料は、集約都市形成支援事業補助金の減によるもの。定住促進補助事業と空家等対策推進事業の補助及び交付金については見込みによる減。
- 8款5項1目 住宅管理費 市営住宅整備事業については執行残。
- 9款1項2目 非常備消防費 消防団活動事業の消耗品費は、消防まつり等がコロナ禍で活動を制限されたことによる減。
- 9款1項3目 消防施設費 消防施設等整備事業の備品購入費は、消防ポンプ自動車購入の執行残。
- 9款1項4目 防災費 防災活動推進事業の工事請負費は、防災行政無線等の執行残。

10款2項1目 学校管理費 小学校一般管理事業の使用料及び賃借料は、寄附金を充当して学校電子図書に充てるもの。

10款2項2目 学校振興費 小学校教育振興事業の使用料及び賃借料は、コロナ禍において校外活動は制限され、民間バスの借り上げが減ったことによる減。

10款3項2目 教育振興費 中学校教育振興事業の使用料及び賃借料は、中学校の部活、大会等の中止により、民間バスの借り上げが減ったことによる減。

10款5項1目 保健体育総務費 国民体育大会推進事業の工事請負費は執行残によるもの。

給与費明細書については、新型コロナウイルス感染症対応等に係る時間外手当の増である。

議案第9号について説明は以上である。

○委員長 これより議案第9号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○伊藤委員 10ページの企画費、テレワーク設置促進事業補助金は、設置に関する費用だけか。

○総合政策課長（高橋弘一） 国の3次補正で創設された交付金で、民間事業者がサテライトオフィスを開設するものに対する施設整備の補助が3,000万円と、県外からその場所を使っていただくような企業に対する支援が200万円で予算計上している。

○伊藤委員 補助率がどれくらいか。

○総合政策課長 事業者に対しての補助率は、特段定めていないが上限3,000万で考えている。

○伊藤委員 期間はいつまでか。期間が決まっていなくて1者に3,000万円の補助金が入り、2者目分はなくなるのか。

- 総合政策課長 この事業については、国に交付金の申請をしている段階であり、今回の補正で繰り越して実施するものである。現在、交付決定を待つて4月以降この補助を開始したいと考えている。施設整備については1者の補助を想定している。
- 伊藤委員 矢板ふるさと支援センター「TAKIBI」で実証実験をやっていたが、その結果はどうだったのか。
- 総合政策課長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、10月1日から「TAKIBI」を使ってテレワーク事業を実施している。現在の状況は、登録者が25名ほどいる。利用実績として、延べ156人で、単純計算すると1日平均二、三人に使ってもらっている状況である。
- 伊藤委員 その中でサテライトオフィスを開所したい方などはいるのか。
- 総合政策課長 今回、利用者に対しアンケートを実施した。メリットとしては、自宅より集中できるとか、ほかの利用者と交流できるとか、スタッフに相談できることなど、施設ならではの交流、相談機能を評価していただいている。1者から矢板でテレワークなりサテライトオフィスをやってみたいとの相談もあったので、今回この交付金を申請している状況である。
- 伊藤委員 その1者の方は、可能性があるということか。
- 総合政策課長 かなり前向きに考えていただいております、この交付金を活用していただきたいと考えている。
- 伊藤委員 東京にあるふるさと回帰支援センターによると、北関東ないしは長野県でテレワークオフィスを構えたい、興味がある方がいるようだが、ふるさと回帰支援センターから情報を得ることなど、活用は考えてないのか。
- 総合政策課長 国にあるふるさと回帰支援センターでは移住定住の相談窓口があつて、そこからも矢板市への移住に関する相談が今回二、三件の相談があり、連携を取りながら進めている。テレワーク関係については、県でニーズ調査を行ってお

り、地方移住の関心が高いというような調査結果をもらったので、それらを活用しながら、進めていければと思っている。

○石井委員 15 ページの地籍調査事業の委託料について確認したい。大幅に減額になっているが、計画どおり令和2年度の地籍調査は進捗しているのか。

○総務課長 これは想定内の減額であり、予定どおり事業は進捗している。

○中村委員 1点目は7款の商工費で1,800万円の減額であるが、国では不採択で、県では採択されたが、事業内容は具体的にどう変わったのか。2点目は学校関係の大規模改修事業の空調が繰越となっているが、その理由を伺う。

○総務課長 空調の繰越の件は、8月専決の補正予算（第5号）で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により実施することとしていたが、8月から設計、工事発注となり、工事の標準工期が確保できないことでの繰越しとなる。

観光協会のほうは、国の事業にはアウトドアスポーツを活用し、欧米のインバウンド客を含め個人、家族での旅行客をターゲットに3密を回避した滞在型の旅行商品とするもので、インバウンド向けの商品であった。2,000万円の内訳は、滞在型のコンテンツ企画の開発の業務委託やレンタサイクルのシステムの導入、レンタサイクルの費用、案内看板設置、PR動画の作成、ポスターの作成等々である。県の事業には、感染リスクが低いアウトドア中心のメニューということで、自転車を移動手段とする内容のものである。200万円の内訳は、観光コンテンツの企画書作成の委託料として120万円、パンフレットの作成、マスク、フェイスシールド、消毒液の消耗品等がある。3密回避で旅行商品を開発するもので、県の事業承認となった。当初2,000万円から200万円になったので、1,800万円の減ということである。

○伊藤委員 総論で言えば、矢板市をPRするための事業だと思うが、国に対して2,000万円の要望を出したが、実際には県の200万円だけとなったということか。

○総務課長 そのとおりである。国が駄目になって、なぜ県の200万円のほうに手を挙げたのかについては、観光協会のほうでやっているの。事業内容としては先ほど言った内容である。

○神谷委員 敬老会は記載があるが、今年コロナ禍で成人式が行われなかったが、それについてはどこに載っているのか。

○総務課長 敬老会は高額なので、歳入歳出の過不足を調整し、新たな財政需要のために3月補正したところである。成人式についてはSNSを使って交流をやっている。イースタンホテルの借り上げ代では減額が少なかったので今回の補正はない。

○中村委員 先ほどの話に戻るが、貸付金を計上して、矢板市が貸し付けた本来の事業が不採択になったら、その範囲内でそれを新たな事業に使うという事業の組替えみたいなものは、普通の流れなのか。

○総務課長 不採択になったので、2,000万の貸付けはしていない。今回の観光協会活動支援事業は、コロナ禍を乗り切るための3密回避等を含めたPR事業をしていきたいという観光協会の事業内容だったと思う。国と県の事業ではターゲットの違いはあると思うが、大枠ではコロナ対策をしながら矢板市をPRする旅行商品の開発であるので、目的は変わっていないという認識である。ただし、額は全然違うので補正をさせていただいた。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第9号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (11:29)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11:35)

議案第10号 矢板市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○委員長 議案第10号を議題とする。提案者の説明を求める。

○選挙監査事務局（星野朝子） 地方税法に基づく固定資産評価に関する不服審査法
手続きなどについて、納税者の負担軽減を図るため、審査申出人が提出する審査申
出書等への押印を不要とするものである。

（「議案書」の朗読を省略、各条文について説明。）

「議案書」6ページ、第4条第5項の改正については、審査申出人が審査申出書に
押印していたものを廃止するもの。

第8条第5項の改正については、口頭審査の際に口述書を作った場合の申出人等の
口述書への押印を廃止するもの。

その他の改正については、項ずれや文言の整理によるもの。

施行日は令和3年4月1日である。

議案第10号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第10号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第10号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決された。

議案第 12 号 矢板市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長 議案第 12 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長

(「議案書」の朗読を省略、条例改正の概要を説明。)

矢板市国民健康保険条例附則第 2 条第 1 項については、昨年 6 月議会において条例改正の議決をいただき、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合、療養のため労務に服することができない場合に、傷病手当を支給するものとした。その中で、新型コロナウイルス感染症についての定義を、新型インフルエンザ等特別措置法の附則第 1 条の 2 により規定していたが、新型インフルエンザ等特別対策措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定していた附則第 1 条の 2 が削除となったため、新型コロナウイルス感染症を直接定義するように改正するものである。なお、改正の前後で、傷病手当の対象等に変更はない。

議案第 12 号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第 12 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 12 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決された。

議案第 13 号 矢板市介護保険条例の一部改正について

議案第 14 号 矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 15 号 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 16 号 矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 17 号 矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 議案第 13 号から議案 17 号までを議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長（村上治良） 令和 3 年 4 月からの介護保険改正に伴い、矢板市介護保険条例等の一部改正が必要となることから、5 つの条例改正について一括して説明する。

（「議案書」、「提案理由書説明書」の朗読は省略し、改正内容を説明。）

議案第 13 号の改正内容については、第 8 期矢板市高齢者プラン策定に伴い、介護保険料の設定に係る内容となるものである。段階の設定、段階の額、主に現在と同様に据え置くこととするものであり、令和 3 年度から令和 5 年度までを計画期間とする高齢者プランの期間中の第 1 号被保険者、介護保険料基準額で月額を現在と同額の 6 千円に据え置くというものである。この介護保険料については、向こう 3 年間の介護給付費や地域支援事業費の見込み、被保険者数の見込み等を積算した上で、必要な保険料額を決定していくものだが、保険給付費の伸びが緩やかであること、また次期計画期間中において新たな介護保険施設の増設は行わない予定であることから、現在の額を据え置く形で対応していくというものである。条文中の年度を、次期計画期間の「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改めるものである。

議案第 14 号から議案第 17 号までについては、国の省令改正に伴い、市が所管する介護サービス事業所の運営に関する規定の整備のための条例改正である。

議案第 14 号については、次の議案第 15 号、議案第 16 号及び議案第 17 号までの国の省令改正に係る共通部分のみの改正となる。最初に全サービス共通の改正内容について説明する。

内容については、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携における ICT の活用、利用者への説明、同意等に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進及び国のデータベース活用と P D C A サイクルの推進が以降の議案についても共通の部分として改正となる。

議案第 15 号の共通部分以外の条例改正は、認知症グループホームでの外部評価に係る運営推進会議の活用及びユニット型地域密着型介護老人福祉施設について、地域の実情を勘案して入居定員の弾力化を図るものである。

議案第 16 号については、議案第 15 号の改正内容の対象が介護予防サービスとなったものである。改正内容については、議案第 15 号の認知症グループホームでの外部評価に係る運営推進会議の活用を図るというものを加えた。

議案第 17 号の共通部分以外の改正は、現在、市内 12 か所で運営されている居宅介護支援事業所、ケアマネージャーがいる事業所であるが、管理者要件を緩和するものであり、人材確保に関する状況等を考慮して、令和 3 年 3 月 31 日までとしていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合は、主任介護支援専門員を管理者としない取り扱いを可能とするもので、これが新たに加えたものである。

議案第 13 号から議案第 17 号までについての説明は以上である。

○委員長 これより議案第 13 号から議案第 17 号までに対し、質疑を行う。質疑はないか。

○伊藤委員 条例に関する質疑ではないが、2点ほど伺う。

1点目は、コロナ禍の中で介護者の離職者が全国的増えているという話を聞いているが、矢板市の現状はどうか。2点目は、条文にも書いてあるがサテライト型指定介護認知症対応型共同生活介護事業所は、具体的にどういうものか。現状矢板市でそれをやっているところもあるのか。ないのであれば、これから可能性があるのか。

○高齢対策課長 全国的に介護人材が不足しているということであるが、矢板市においても人が集まらなくて「高倉の里」で定員が取れなかったが、昨年10月以降に残りの定員募集が始まり、今現在は1名残すのみでほぼ満床近くが入っている。スタッフの手当ができているということで、矢板市については施設入居が全て可能になっている状況である。介護人材の関係はケアマネージャーが現場を回っているいろいろな情報を聞き、市や包括支援センターと連携を密にやりとりをする中で、その状況を早めにつかんで県を通して報告している。矢板市の中ではそこまでの離職者がいて対応ができないという状況ではないと思っている。

サテライト型指定介護認知症対応型共同生活介護事業所は、今のところ矢板市にはなく、これからのプラン3年間の計画にもない。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第13号から議案第17号までは、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 13 号から議案第 17 号までは原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (11:52)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (12:56)

議案第 23 号 やいた創生未来プランについて

○委員長 議案第 23 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○総合政策課長 やいた創生未来プランについて概要を説明する。

やいた創生未来プランについては、総合計画と総合戦略を一つにまとめ、一体的に策定したものである。詳細説明は省略し、概略の説明とさせていただく。

5 ページ、人口の現状と動向では、国立社会保障人口問題研究所が 2015 年国勢調査の人口を基に推計を行い、それによると 20 年後の 2040 年には約 2 万 2,300 人まで減少する推計となっている。6 ページ以降をシミュレーションし、36 ページで矢板市における将来人口は、社人研における推計値より約 4,300 人多い、2 万 6,700 人を 2040 年の目標とした。

総合計画の策定に当たっては、団体推薦委員 7 名と公募委員 2 名の合計 9 名の委員を構成員とする矢板市総合計画策定検討委員会を設置して、まちづくりの基本方針などについて検討した。検討委員会においては、一昨年 12 月から昨年 7 月までの約 7 か月、9 回の検討委員会開催し、その中で矢板のよいところ、将来の見通し、市の将来像やまちづくりの基本方針等について検討いただき、提言書として取りまとめていただいた。

40 ページからの基本構想は、検討委員会からの提言書に基づき策定した。矢板市の特性として、「豊かな自然があるまち」、「スポーツを通じた健康づくりを推進するまち」、「多様な教育環境があるまち」、「各種産業が発展したまち」、「交通機能が充実したまち」の 5 項目を挙げている。

42 ページからの現状と将来の展望では、必要となる課題を明らかにし、それらに対応するまちづくりを行うこととして、「市民協働の推進」、「人口減少、少子高齢化への対応」、「気候変動に適応する取組」、「時代に即した産業の振興」、「安心・安全な暮らしを支える都市基盤づくり」の5つを記載している。

44 ページの人口フレームは、先ほどの人口ビジョンを基に5年後の令和7年度の人口を3万942人に設定した。定住人口以外では、交流人口や関係人口の創出拡大にも取り組んでいくこととした。

45 ページの矢板市の将来像は、目指す矢板市の姿を市民や行政様々な主体が協力し合いながら、新たな時代に適応したまちを創り、矢板市の未来へつなげていくため、「「未来へ」～みんなで創る新時代～」としている。

46 ページのまちづくりの基本方針が3つ、47 ページのまちづくりの基本姿勢については3つであり、記載のとおりである。

48 ページのまちづくりの重点項目は、特に重点的に取り組む項目として、「時代に即した産業を振興するまちづくり」、「災害に強いまちづくり」、「未来社会を切り拓くひとづくり」、「健幸なまちづくり」、「安心快適なまちづくり」の5項目とした。

これらを展開するための政策・施策は、55 ページの基本計画に記載している。基本計画の体系表にあるように、5つの重点項目に対して、10の政策で構成している。「1.時代に即した産業を振興するまちづくり」については、産業振興に関するもので、地域資源を生かした商工業、農林業、観光業の振興を図っていく。「2.災害に強いまちづくり」については、防災、環境保全に関するものであり、循環型社会の構築、災害に強いまちづくりを進めていく。「3.未来社会を切り拓くひとづくり」については、学校教育、生涯学習に関するもので、次世代を担う子どもたちへの多様な教育機会の提供、生涯学習の推進を進めていく。「4.健幸なまちづくり」については、保健・医療、福祉に関するもので、子どもから高齢者までの施策の充実を

図っていく。「5. 安心快適なまちづくり」については、定住基盤の整備に関するものであり、人口減少や超高齢社会においても、快適で便利な暮らしやすいまちづくりに取り組んでいく。これら政策ごとの内容については、57 ページ以降に記載しているが、個別の説明については省略する。

99 ページからの総合戦略は、国、県の総合戦略の内容を踏まえ策定している。101 ページの施策の体系表にある4つの基本目標は、第1期計画の基本目標を継続している。なお、国の総合戦略において横断的な目標が追加されたことから、矢板市においても「多様な人材の活躍を推進する」、「新しい時代の流れを力にする」の2つを横断的な目標として、4つの基本目標全ての横断的な目標として新たに加えている。

基本目標ごとの内容については、102 ページ以降になるが、個別説明については省略する。

議案第23号についての説明は以上である。

○委員長 これより議案第23号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村委員 人口ビジョンのところで、いろんな形で推計が出されていて、実際に高齢者65歳、75歳以上の2つに分けたときに、65歳以上の絶対人数、75歳以上の絶対人数はどのように推移すると見ているのか伺う。

○総合政策課長 65歳以上、75歳以上という分析はしていないが、29ページで一番上の緑色のグラフの老年人口については、これから5年後の2025年がピークになる見込みになっている。そのあと徐々に減少し2040年以降の老年人口については、大きく減少していく推計になっている。2040年を目標にしたというのはそういったことである。老年人口の推移につきましては、その程度の見込みを立てているということである。

○中村委員 分かったが、ここに言われている老年人口というのは75歳以上かということが1つ。もう1つとして、今の説明だと2025年がピークということで、このピ

ーク以降は若干減るということは、いろんな意味合いで2025年に対応できていれば、それ以降は当然ながら対応は可能だという認識でよいか。

○総合政策課長 老年人口は65歳以上ということである。

また、老年人口が2025年にピークになる見込みなので、総合計画の期間内の最終年であり、対策もピークになると考える。それ以降は若干余裕というか、老年の方が減ってくるので、少し違うところに対策が当てられるのではとの思いはある。

○伊藤委員 人口の推移についての質問だが、2040年の矢板市人口の動向は、社人研では2万2,397人としたが、2万6,700人にまでもっていきたいと、2020年の社人研の推移は3万1,368人である。現状矢板市はどのくらいか。

○総合政策課長 令和3年1月1日の人口は、44ページの人口フレーム表にあるが、3万1,700人ほどという状況である。

○伊藤委員 現状、2015年に社人研で推計したものより若干多くなっているということか。2020年では300人か400人くらい多いのか。

○総合政策課長 ページの表については、青の実線が実績。赤の点線が2015年をもとに推計した数字である。

○伊藤委員 2015年の推計では現状に近い数字であるが、社人研の推計よりも、今現状のほうが人口はそれほど減ってはないと解釈していいのか。

○総合政策課長 2020年については、社人研の2015年国勢調査を基にした数字だと3万1,300人ほどで、実際令和3年1月1日現在は3万1,700人ほどなので、社人研の推計より実数は多いところである。

○伊藤委員 今から約20年後の2040年の数字は、社人研が示した数字よりも矢板市の目標値は4,300人多くする。総合計画のSociety5.0は、いろんなツールを使って人口減少なるべく抑えながら、矢板市の発展につなげていくことであるが、矢板市としてはSociety5.0についてはどのように考えているのか。

○総合政策課長 Society5.0 や5G という話になると、これからの未来社会というよう
なことになってしまうかと思うので、具体的にどういったものを使って取り組ん
でいこうというのは、正直まだ具体的には考えていない。ただ society5.0 や5G な
どは、市の取り組む施策に横断的な取り組みとして考えていく形で今回プランを作
った。矢板市だけで Society5.0 の事業を立ち上げられるかということ、国や企業とか
の力を借りないといけないと思うので、そういう考えを持って今後取り組んでいけ
ればなというような思いがある。

○伊藤委員 今後、矢板市が取り組まなければならない課題の一つとして、国が言っ
ている 2030 年までに二酸化炭素の排出を 26%削減、2050 年までにゼロにするとい
うことがある。これ自体が産業の一つになっているので、先ほど課長から説明があ
った、地域循環型社会の構築などは、環境と経済の両立をしないと絶対持っていけ
ないと思っている。そういったものを基軸とした産業づくりがこれから必要なの
ではないかと思うが、その辺はどう考えているか。

○総合政策課長 答えになっているか分からないが、気候変動に適応する関係の話が
この計画では記載してあるので、それらも踏まえて、今までの環境も交えて取り組
んでいければなと思っている。

○伊藤委員 提案であるが、地域循環型社会を築き上げるため、気候変動に対する産
業を幾つかの自治体でやっている。矢板市では一般住宅に対する太陽光発電の補助
金を約 1,000 近く出しているが、問題は最初の頃に設置した方の売電価格が下がっ
ていることである。当初 48 円/kWh で買い取っていたものが、今は 8 円/kWh にな
っている。まだ資産として残っているのに、8 円/kWh での買い取りなので、すごく
目減りしている。そこで市が 15 円/kWh とか 20 円/kWh とかで買い取り、一般のお
客に 20 円/kWh、25 円/kWh で売ることによって、大手の電力会社約 30 円/kWh で
売っているわけなので、市民の方は安く市から買える、設置した方は大手の電力会
社よりも、市は少し高く買う、極端なことを言うと 10 円/kWh から 15 円/kWh で市

が買い取り、一般のお客に15円から20円で売れば、市も利益が上がる。地域の中でお金が回るといった産業も生まれので、そういうことも考えてみてはという気がする。これは矢板市と人口規模が変わらない福岡県みやま市でやっていて、経済産業省が分厚い補助を出してやっているので、そういったことも参考にしてみようか。

木材でバイオマス発電をもっと強化するとか、とにかく自然を使ったもので産業を作っていくことは、CO₂削減に貢献するものである。環境というインフラ整備にも繋がるし、経済面からも雇用の創出もできる。そういうことが必要ではないかと思うので、私の提案として考えていただければと思う。

○石塚委員 この総合戦略の基本目標2「来てもらう、住んでもらう、新しい人の流れを作る」で、戦略4「矢板市文化・スポーツ複合施設の整備」に防災拠点とするという記載もある。早い実行が必要ではないかと思うが、建物に対しての現時点での進捗状況と今後のスケジュールを教えてください。

○総務課長 令和3年度の当初予算における文化体育複合施設については、業務委託として基本設計と実施設計の業務委託、それに必要な地質調査、外構となっているので、令和3年度においては設計、令和4年度以降に工事となる状況である。

○神谷委員 総合計画でSociety5.0を打ち出しているが、具体的な計画で該当するところはどこになるか。

○総合政策課長 個別計画で申し上げると、文化・スポーツ施設について、未来技術を活用するシステムなどを入れられないかという検討をしている。

○神谷委員 何かよく見えない。取りあえずSociety5.0を入れておこうみたいな感じに受け取れる。

○総合政策課長 基本方針の横断的目標のところ、Society5.0を入れさせていただいたが、確かに取りあえずは入れたというような言い方が適切かどうか分からない

が、これから個別事業を検討するに当たってはこういった観点が必要であるため、この形となった。

○神谷委員 具体的な落とし込みまではいっていないが、こういった方向で取り組んでいくという姿勢であるとの受け取り方でいいか。

○総合政策課長 基本方針であるので、そのような考えでこれからこの5年間は取り組んでいくというようなことである。

○中村委員 抽象的な質疑になってしまうが、来年度スタートして、当面は5年間、またさらに先を見据えたスタートという形の基本構想、総合計画を進める中で、多種多様なものを盛り込んでいるというのは当然だと思う。そういう中で、例えば若い世代の10代・20代、それから働き盛り・子育て中の30～50代ぐらいまでの世代、その次の世代と大まかに分けたとき、この総合計画は未来に向かってこういったところが売りなので見てほしいとアナウンスをするのであれば、どんなふうに説明すればいいのか。

○総合政策課長 お子様等に対しては、矢板市には3つの高校があることを生かして、今後まちづくりを担っていただくような高校生も対象とした人づくり等をしていきたい。学生については、大学との連携事業、スポーツ合宿などに取り組んでいるので、その辺りで進めていければというような思いがある。健幸なまちづくりとして、今までやっていたものを充実していきたいと考えている。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第23号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決された。

議案第 24 号 矢板市国土強靱化地域計画について

○委員長 議案第 24 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○総合政策課長 計画書で概要を説明する。

国においては大規模自然災害に備えた強靱な国づくりを進めるため、国土強靱化基本法を制定し、国土強靱化に関する施策に計画的に取り組むため、国土強靱化基本計画を策定している。矢板市においても、災害に強く安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため計画を策定するものである。

計画策定の基本的な考え方については、国、県と調和を図ったものとなっており、基本目標、基本方針は県の計画を踏まえた内容である。

脆弱性の評価の中で、「3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ」については、5 ページに 8 つの事前に備えるべき目標と 27 にわたるリスクシナリオを設定している。こちらは国と県の計画と整合性を図った内容である。

リスクシナリオを回避するために必要な施策分野は、6 つの個別施策分野と 2 つの横断的分野を設定し、横断的分野については 6 つの個別施策分野全てに関連するものとして設定している。

リスクシナリオを回避するための現状分析・評価については、結果を 26 ページの別紙 1 に記載。

強靱化の推進方針は、リスクシナリオを回避するための施策として、第 2 章で設定した 6 つの個別施策分野と 2 つの横断的分野について、今後必要となる施策を検討して取りまとめたものである。

8 ページから 22 ページまでは施策分野ごとの推進方針になる。

23 ページには、その中でも優先的に取り組む施策として、第2章で設定したリスクシナリオのうち、人命の保護を最優先として、12のリスクシナリオに対して、8つの施策分野の25項目において優先的に取り組むこととしている。

各種施策の進捗管理については、PDCAサイクルにより、KPIとか各取組の進捗状況を踏まえ、検証を行い、必要に応じ計画の見直しを行っていく。

議案第24号について説明は以上である。

○委員長 これより、議案第24号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○伊藤委員 23ページの優先的に取り組む施策ということで、事前に備えるべき目標があるが、例えば大災害が起きた場合に、この庁舎が使用不可能になる可能性もリスクとして残っていると思うが、こういった計画を使って庁舎の建て替えに使える可能性はないのか。この庁舎は50年経つので、非常に耐震性も良くないし、今後大きな災害が起こる可能性は高いと思う。庁舎が使えないときは災害対策本部を子ども未来館に移動する話は聞いているが、そういった事前の準備よりも庁舎の建て替えに関してどのように考えているか。

○総務課長 県の計画で庁舎は内川の浸水想定区域になり、今の地域防災計画でも市庁舎が駄目だったときは、子ども未来館が災害対策本部第1位の位置付けになった。市長からも庁舎整備については子ども未来館ができたので、期間は不明だが少し凍結をしたいとお伝えしている。文化体育複合施設や学校統廃合の施設整備など大型事業も出てくること、この後の公債費、起債の平準化や将来の負担なども考慮すると大変重要な案件と思うが、総合的に加味して時期は判断していくので、今現在としては凍結ということである。

○伊藤委員 災害対策本部は子ども未来館に移転して可能かと思うが、実際の業務に当たり万が一ここが倒壊した場合どうになってしまうのか。

○総務課長 万が一のお話をさせていただくと、当然ここが倒壊をしてしまえば、ここで職員が業務に当たるということは不可能だと思う。子ども未来館で今の市役所

と同じ業務ができるかというできないと思う。そうなったら早急に仮設の手配をし仮設庁舎を建てるなどして、できるだけ短い期間で市民にも迷惑をかけないような対応をするということになるかと思う。

○伊藤委員 ここに事前に備えるべき目標ということで書いてある。これが直接死につながるかは分からないが、仮に1か月も業務が停止してしまうとなった場合、市民がパニックに陥る。例えば3月の納税時期にどうするのとか、今はe-Taxがあるからそれを使えばいいといった話なのかもしれないが、事前に備えておかないと、起こりえないとは限らないので、一市民としての私の考えだが、事前の対策は打っておいてほしい。例えば、業務の対象となるところとして、道の駅を使うとか、幾つかに分散してもいいと思うが、その辺はどうか。

○総務課長 自然災害にはいろいろあると思うが、道の駅も浸水想定区域に入っているので、大雨のときには多分使えないと思う。ただ地震だとどうかということもあるが、先ほど仮設の話もさせていただいたが、そのときの状況によりいろいろ使い分けるようになるのかなと思う。そのときに検討しているのでは遅い、市民に迷惑かける期間も長くなるといったこともあるが、行政としてはできるだけ財産は持たずに総合管理計画でスリム化をしている中である。限られた施設の中でそういった対応をしていくので、前もって用意をしていくということはなかなか難しいのかなと思う。

○中村委員 国の方針に基づいての計画であるが、総合計画と本計画の関係については、イメージ図になって載っているが、具体的にどういうふうに捉えたらいいのかを聞かせていただきたい。

○総合政策課長 総合計画と国土強靱化計画が横並びでの指針性を持った計画ということで1ページに記載している。整合・調和というような矢印でつながっているが、総合計画については、まちづくりの基本方針で、しなやかで強靱な災害に強いまちづくりを目指す方針を掲げた。国土強靱化計画はハード、ソフト施策のどちら

にも取り組む計画であるので、特にハード施策において、総合計画の重点項目の2
災害に強いまちづくり、5安心快適なまちづくりの取り組みと関連していくという
ような思いがある。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第24号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決された。

議案第25号 財産の減額貸付について

○委員長 議案第25号を議題とする。提案者の説明を求める。

○総合政策課長

(「議案書」77ページにより説明)

現在、特定非営利活動法人ワーカーズコープと締結している旧長井小学校の校舎南棟の賃貸借契約が令和3年3月31日で期間満了に伴い、賃貸借契約の契約を更新するものである。

貸付財産については、現在の契約と同じ旧長井小学校の校舎南棟になる。貸付期間は令和3年4月1日からの1年間、貸付金額は現在と同額の年額120万円である。今回、貸付期間を1年間として、その間に全体利用の利活用策の検討や新たな事業者の公募を行っていきたいと考えている。

議案第 25 号について説明は以上である。

- 委員長 これより、議案第 25 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- 中村委員 貸付期間を 1 年間にして、全体の使用を考えるということであるが、次のステップとして、今の利用者が優先的に全体を使用するという条件付けるなど、優先的に借りられるということはあるのか。
- 総合政策課長 今回 1 年間の契約としたのは、東北自動車道矢板北スマート I C の開通、県道県民の森矢板線の改良工事など、今後旧長井小学校については、交通アクセスが良くなると思うので、経済波及効果がある事業に使っていただきたいとの思いがあり 1 年間とした。その 1 年間で今後活用策の検討を行い、新たな事業者を公募していきたいので、ワーカーズコープに今回 1 年限りという話もしている。福祉的な事業ではなく違う活用を考えているところである。
- 中村委員 全体使用だけでなく経済の活性化に寄与するような分野の活用方法を見出すということで、教育や福祉とかの分野ではなくなる可能性が強いということか。現在の使用者が北と南の全部を借りるのであれば優先的に使えるのかと思ったが、そもそもスタートを変えて、利活用の内容を変えると考えているということか。
- 総合政策課長 ワーカーズコープが北も使うという話があっても次回はお断りするような形で既に説明している。具体的な活用方法はまだ決めてはいないが、スマートインターが開通するので、観光交流の拠点として使っていただける事業者があればいいなと思っている。
- 石塚委員 ワーカーズコープの事業内容は知っていると思うが、排除するようなことはできないと思う。ワーカーズコープにとっては 120 万円という値段はすごく魅力的であると思うので、代替場所の紹介や用意などはあるのか。
- 総合政策課長 ワーカーズコープには 1 年間ということでは話してある。移転先についてもワーカーズコープの希望があるのだと思うので、相談があれば市でも情報提

供するといった話はさせていただいている。具体的に相談があれば協力していきたいと考えている。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 25 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決された。

陳情第 8 号 「核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書」の提出を求める陳情

○委員長 次に、陳情第 8 号を議題とする。陳情文書の朗読を省略し、さっそく審査に入る。自由討議による委員の意見を伺うことになるが、意見はないか。

○伊藤委員 この陳情は矢板市だけに提出されているのか。

○事務局（矢板寿江） 陳情者の方からは県内ほかにも出すと聞いている。今のところ宇都宮市、佐野市、小山市では不採択という形で決定している。他の市町議会はこれから審議になると思われる。

○中村委員 事務局に確認したい。採択したところないのか。

○事務局 県内では採択について今まだ確認できていない。

○中村委員 先ほど県内の市が不採択だと聞いて、思わず「不」と思った。この団体かどういう団体かはちょっとよく分からないが、中身については、唯一の被爆国である日本が署名しないということで、世間で騒がれていた内容だというふうに認識

をしている。そういう立場から総理大臣、外務大臣宛に意見書を出してくださいと
そういうことなので趣旨的には採択すべきだと思っている。

○神谷委員 公明党の立場としては、核兵器禁止条約は締結すべきという姿勢なので、
私は採択である。

○副委員長（中里理香） 女性の立場として発言させていただく。書いてある内容に
対しては理解できる。女性としても子どもたちの未来を守るために核兵器がある世
の中であってほしくないという願いもある。採択してもいいと思っている。なぜ、
ほかの市町が不採択なのか伺いたいぐらいの気持ちでいる。

○石塚委員 私もこの陳情内容に関してはすごく採択の方向であるが、新日本婦人の
会自体を知らない。この団体を後押ししての採択という形ではちょっと何か問題が
できるのか、その辺はちょっと分からないので、どうなのか。内容的には採択だと
私は思う。

○伊藤委員 国連で日本がこれに署名・賛成しなかったのはアメリカの顔色を伺って
いたのかなど。事実、日本は被爆国であるし、佐藤栄作が非核三原則ということで
ノーベル賞をもらっている。皆さんがおっしゃるようにこれを不採択にする理由は
私も分からない。私は採択してほしいなと思う。

○石井委員 私も趣旨が十分理解できるので、採択ということでお願いしたい。

○委員長 これより、採決する。陳情第8号は、採択とすることに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、陳情第8号は、採択とすることに決定する。

陳情第 9号 矢板市デマンド交通網計画案の改善を求める陳情

○委員長 次に、陳情第9号を議題とする。陳情文書の朗読を省略し、さっそく審査
に入る。自由討議による委員の意見を伺うことになるが、意見はないか。

- 伊藤委員 塚原部長に伺うが、全協のときに料金体系は確認させてもらったが、現実的にデマンド交通をするに当たって経費がどれくらいかかるのか。
- 総務課長 これから審査をお願いする令和3年度予算ではデマンド交通が1,800万円ほど、中央部循環路線が500万円弱。それぞれ半年ではあるが、中央部循環については今現在の市営バスの車両1台を使うと、デマンドについてはセダンタイプ3台を手当するといった経費、運行管理、予約業務を委託する経費も入っている。
- 伊藤委員 収入としてはどのぐらい予定しているのか。
- 総務課長 現段階では歳入に100万円を見込んでいる。
- 伊藤委員 陳情されている方の金額に合わせると、例えば収入は70万、60万になってしまうということで、非常に厳しい。デマンド交通自体は非常にお金がかかるといのは前々から話を聞いているが、現実的な数字を聞いたほうが判断しやすいと思って聞いた次第である。この運行回数を増やすことによって、収支バランスは変わってくるのか。
- 総務課長 全協のときにも説明させていただいたが、今の市営バスの利用者の1.5倍の人数の方が使ってくれるという見込みでシミュレーションをして、セダンタイプ3台としている。今の市営バスもそうであるが、時刻表も路線図も分かりづらいという声を結構聞くので、交通網形成計画を作るときにもまずは分かりやすいというのを一番に掲げ検討し、中央部では「分」を固定して、あそこにバス停には何分1時間置きの何分だというほうが使いやすいと思った。デマンドについても、1時間の範囲内で、うちから目的地まで行くものとした。車両が大きくなり、何人も乗り合わせると、1時間では収まらなくなってしまうこともある。車両についてはセダンとし、台数が増えるかについては、とりあえず1.5倍で見ているので、予備車両についても手当が可能であるから、それは30分とか1時間でお金を支払うようになるが、台数については取りあえずやってみて本当に増えた時は台数を増やすが、やっぱり分かりやすいという部分で便数は今のままであれば固定してやってみる。市民の方

のご意見で、もう少し早い時間が欲しいなどの要望によっては便数を増やすというのがあると思う。8時、8時半、9時、9時半といったことは今のところ考えていない。

○中村委員 総務課長に伺いたい。市がやるに当たって、陳情の内容が料金の引き下げと日曜日、年末年始の運行の話である。日曜日とか年末年始はいろいろな調査をし、アンケートも取ったのだらうと思うが、どんな感じだったか。

○総務課長 アンケートの中ではやはり通院、そのついでに買い物、市役所、銀行が利用目的で断トツであった。日曜日等もやっている自治体はあるが、市役所、銀行、病院は日曜日休みなので、今デマンドで考えているのは、市で指定する公共施設までということで、A宅からB宅に行くことは対象としてない。運行する曜日についても、施設がやっている日ということで、民業圧迫の観点からもタクシー業をないがしろには当然ながらできないので、そういった観点で市では月曜日から土曜日までということにしている。

○中村委員 利用者は、いつでも乗れて、安ければ安いほどいいとは思いますが、ただ実際には税金をつぎ込むということになれば、やはりそうもいかないのでは、調和の取れたところを落としどころにしなければいけないと思うので、調査結果はどうだったのかと思って聞いた。

意味合い的には安ければ安いほうがいいという意味合いかなど、具体的に幾らという話は出てないし、なんか漠然として、どうしたものかと正直そんな感じである。さっき言ったように、税金を当然充てるわけだから、ある程度、費用対効果を見込める形にしないとまずいと思うので、私自身の考えは不採択と思っている。

○委員長 暫時休憩する。 (14:21)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (14:22)

○石井委員 不採択でお願いします。

○伊藤委員 高根沢がどういう状態か分からないが、2年前に視察した帯広市のデマ

ンド交通は、土日どころか祝日も休みであった。税金を投じているので、公共サービスとしての一環であり、個人サービスではないということもおっしゃっていた。できれば皆さんのお金である税金を平等に使うという意味では不採択でいいのかなと思う。

○神谷委員 回数券で下げる手段とかは考えられてないのか。

○総務課長 矢板市の場合、市営バスに無料で乗れるともなりパス 65 と 75 がある。65 は、65 歳以上の免許証を返納した人に付与するもの、75 は 75 歳以上の人には誰にでも付与するもの。これを持っていれば中央部循環路線に無料で乗れる。デマンド交通については市の勝手な考えかもしれないが、バスではないということで無料ではなくて、ともなりパスを持っている方は、通常だと 500 円の片道が 200 円、800 円の往復が 300 円でということで、このともなりパス 65・75 も含め、こうした割引をさせていただくということで考えている。

○神谷委員 高齢者の方にといいお考えか。取りあえずやってみてよさを知ってもらわないといけないと思う。本当に利用していただかないと本当に継続できないので、まず出発点はここでやってみるっていいのかなと思うので、不採択で。

利用率が上がってきて、それで価格を改定するとか、そういうふうな取り組み方がいいと思う。

○石塚委員 求めていることが、料金安くしろ、365 日走れという内容に感じる。先ほど中村委員や伊藤委員からもあったように税金を投入するものだから、やっぱり安くすればいいというものではないと思う。金額については不採択で、日曜祝日の運営運休に関しては、月に 2 回ぐらい土日走ってもいいのかなと、歩み寄ったこともできればいいと思うが、総合的には不採択なのかなと思う。

○副委員長 この料金の中におそらく車の安心安全な運行という面の整備費なども十分見込まれているはずである。一時期バスが価格競争でどんどん安くなったときに整備不足で事故が起きたこともあったので、その頃娘の幼稚園の遠足バスも高速道

路で故障して代替バスを高速道路で待ったことがあるので、市民の方、高齢の方を乗せるデマンド交通であるので、そういった価格を見込んでの価格設定と判断したので、いろいろな補助金等により安くできるとなれば、行政側で考えるべきだが、今の段階ではこの計算で、この価格でやっていける見込みであるということなので、不採択でよろしいかと思う。

○委員長 これより、採決する。陳情第9号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、陳情第9号は、不採択とすることに決定する。

陳情第10号 PCR検査など新型コロナウイルス感染対策に関する陳情

○委員長 次に、陳情第10号を議題とする。陳情文書の朗読を省略し、さっそく審査に入る。自由討議による委員の意見を伺うことになるが、意見はないか。

○伊藤委員 1つ目のPCR検査を誰でも簡単に受けられるようにしてくださいとあるが、願意は分かる。那須塩原市の事例が出ているが、入湯税を使って国のコロナ対策を使ったものを運用しているということである。観光客がコロナの影響で集まらないので、安全対策として、安全な観光地のPRを含めての1,000円ということを伺っているので、果たして矢板市にこれが該当するかというとなかなか難しいと思う。PCR検査は1人5,000円くらいなのでどうなのかと思う。

2つ目のワクチン接種の模擬訓練については、先ほど担当課長から説明があったが、3月中にやるということを知っているので、これもどうなのかなという思いがあるので、私は不採択ある。

○中村委員 不採択で結構である。

○石井委員 私も同じである。

○神谷委員 不採択で結構である。那須塩原市のPCRはプール式である。PCRは本当に必要な人がやればよいと思っているので、誰も彼も受けたい人が受けるもの

ではないと思っている。PCR検査については不採択で、ワクチン接種訓練についてはこれからやるということなので不採択かなと思う。

○石塚委員 不採択でいいと思う。

○副委員長 不採択で結構である。

○委員長 これより、採決する。陳情第10号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、陳情第10号は、不採択とすることに決定する。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私にご一任願う。

閉 会

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(14:33)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 3年 月 日

総務厚生常任委員会委員長